

令和3・4年度
札幌市立小学校外国語指導助手派遣業務
提案説明書

令和2年12月
札幌市教育委員会
学校教育部教職員課

令和3・4年度 札幌市立小学校外国語指導助手派遣業務

1 業務の名称

令和3・4年度 札幌市立小学校外国語指導助手派遣業務

2 業務概要

- (1) 目的及び業務内容
別添1「仕様書」のとおり
※仕様書における業務内容は現時点の予定であり、実際の契約にあたっては、本企画競争での提案内容やその後の協議により、内容を調整する場合がある。
- (2) 予算上限額
253,379千円
※2年総額。消費税及び地方消費税の額を含む。
※契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。
- (3) 履行期間等
 - ア 履行期間
令和3年4月1日～令和5年3月31日まで
 - イ 派遣期間
 - ㊦ 令和3年度 令和3年4月19日～令和4年3月11日（最大175日）
 - ㊧ 令和4年度 令和4年4月18日～令和5年3月10日（最大175日）

3 参加資格

応募者は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 平成30～令和2年度（平成30～平成32年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている事業者であること。
- (2) 企画提案書の提出期限の時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定後の者はこの限りでない。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) 労働者派遣事業を行うにあたり必要な許可を受けていること。

4 参加手続に関する事項

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。

なお、様式任意の場合を除き、指定の様式を用いない提出書類等は受付しないものとする。

(1) 提案説明書等の入手先

提案説明書及び仕様書等については、令和2年12月25日（金）から札幌市公式ホームページ内にて公開する。

[URL]

<http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/gakkoukyouikubukikaku2020001.html>

(2) 提出書類

下記ア及びイは1部、ウ～オは各13部（正本1部、副本12部）提出すること。

ア 企画競争参加申出書（様式1）

イ 労働者派遣事業の許可証の写し

ウ 企画提案書（様式任意）

エ 業務実施工程表（様式任意）

オ 積算書（様式任意）

※ア及びウ～オの作成にあたっては、文字サイズを10.5ポイント以上、紙サイズは原則A4判とすること。

※ウは、両面印刷50枚程度を上限とする。

※オに記載する金額は、積算した契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。また、積算根拠を明記すること。

なお、この積算額については契約額を確約するものではない。あくまでも参考資料とし、評価の対象には含まない。

(3) 提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出先

〒006-0002 札幌市中央区北2条西2丁目15S TV北2条ビル4階

札幌市教育委員会 学校教育部 教職員課 担当：上野

(4) 提出期限

令和3年1月21日（木）17時15分 必着

(5) その他

ア 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。

イ 提出する提案は1案とする。提出期限後の資料追加及び変更は認めない。

ウ 全ての提出された書類は返却しない。

エ 企画競争参加申出書を提出した後に参加を取りやめる場合、取下願（様式2）を提出すること。

5 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問については、「質問書」（様式3）にて行うこと。

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和2年12月25日（金）～令和3年1月12日（火）17時15分まで

イ 提出方法

電子メール又はFAX

なお、電子メールでの送付の場合、件名は「令和3・4年度 札幌市立小学校
外国語指導助手派遣業務企画提案に係る質問」とすること。

ウ 提出先

札幌市教育委員会 学校教育部 教職員課 担当：上野

FAX：011-211-3854 E-mail：kensyu@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は個別に行い、質問者の氏名等を伏せた上で原則として札幌市
公式ホームページにて公開する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるもの
については、質問者に対してのみ回答する。なお、「質問書」（様式3）以外での電話、
来庁その他の手段による質問及び受付期間以外の質問については回答しない。

6 審査

提出された企画提案は、札幌市職員からなる「令和3・4年度 札幌市立小学校及
び中学校外国語指導助手派遣業務企画競争実施委員会」において、審査基準に示す項
目による総合点数方式で審査する。審査の結果、最低基準点（総評価点の6割）を超
えた企画提案者のうち、評価点が高い順に契約候補者として選定する。

(1) 審査基準

別添2「令和3・4年度 札幌市立小学校外国語指導助手派遣業務選定基準表」
のとおり

(2) 審査方法

提出された企画提案書等について、別添2の審査基準に基づく書類審査を行う。
加えて、全ての企画提案者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日程（予定）：令和3年1月29日（金）（※時間は別途調整）

イ 会場（予定）：札幌市教育委員会 E会議室

ウ 実施方法

本市の指定した時刻から、順次個別に行う。企画提案者1者あたり、プレゼン
テーションは10～15分程度、ヒアリングは10～15分程度をそれぞれ目安として行
う。

エ 企画提案者1者あたりの出席人数は、3名以内とする。

オ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない事業者の提案は、取り下げた
ものとみなす。

カ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて説明を行うこと。当日
の説明資料の作成及びその使用は認めない。

(4) 選定結果の通知方法

選定の結果は、令和3年2月2日（火）（予定）に文書により通知する。

7 契約候補者との協議及び契約

(1) 実施委員会の審査において、最低基準点（総評価点の6割）を越えた企画提案者のうち、最も高い評価点を得た企画提案者を契約候補者とする。

最低基準点（総評価点の6割）を超える企画提案者がいない場合は、評価項目・参加資格等を見直し、改めて企画競争を実施する予定である。

なお、評価点が同点の企画提案者があるときは、別添2の審査基準のうち「(5) ALTの管理及び指導体制」の項目において、最も高い評価点を得た企画提案者を契約候補者とする。この項目も同点であった場合には、くじ引きにより契約候補者を決定する。

(2) 企画提案者が1者のみであった場合、実施委員会の審査により最低基準点（総評価点の6割）を超えた場合に限り、契約候補者として決定する。

なお、この1者の提案が最低基準点を下回った場合、評価項目・参加資格等を見直し、改めて企画競争を実施する予定である。

(3) 本業務は、審査によって選定された1者との随意契約により、契約を締結することを原則とする。契約候補者には別途、見積書の提出を求める。

(4) 選定された1者との交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は契約候補者の本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次2位以降の者を繰り上げて、その者と契約に向けた協議を行う。

(5) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、選定された者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。

(6) 契約手続きは、札幌市契約規則の定めるところによる。

(7) 札幌市は、契約締結後においても受託者が本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

8 著作権等に関する事項

(1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

(2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知する。

(3) 企画提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとする。

(4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(5) 提出された企画案その他提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公

開する場合がある。

9 参加資格の喪失

本件企画競争において企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を確定するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

10 提案事項の記載について

次の内容を基に、企画提案者の考え方を具体的に記載した提案書を作成すること。

- (1) 会社概要
 - ア 企業コンセプト、業務内容、資本金、従業員数、営業年数を記述すること。
 - イ 外国語指導助手(以下 ALT)担当部門の体制(組織、人員、業務内容、役割分担等)について記述すること。
 - ウ 本市に設置する営業所について、スタッフ体制(組織、人員、業務内容、役割分担等)を含めて記述すること。現在設置されていない場合には、担当部署との連絡方法等、今後の予定を踏まえて記述すること。
- (2) ALT 派遣業務の理念・実績及び ALT 登録数
 - ア 公立小学校に派遣する ALT に必要な資質・能力について、企画提案者の考え方を記述すること。
 - イ 公立小学校における外国語教育に対する企業理念等があれば記述すること。
 - ウ 外国語教育全般に関する研究体制(組織、人員、業務内容、役割分担等)について記述すること。
 - エ 小学校外国語・外国語活動の指導法及び教材等に関する研究体制や取り組み、成果について記述すること。
 - オ ALT の教授力の評価に関する研究体制や取組、成果について記述すること。
 - カ 直近 3 年間の公立小学校への ALT 派遣実績を記述すること。
 - キ 現在、企画提案者が雇用している外国人専属講師 (ALT 数とトレーナーの内訳)の人数を記述すること。
- (3) ALT の採用体制
 - ア ALT を採用する組織体制(組織、人員、業務内容、役割分担等)について記述すること。
 - イ 企画提案者における ALT の採用基準及び採用方法を記述すること。
 - ウ ALT のビザや犯罪履歴、薬物使用の有無に関する確認体制について記述すること。
 - エ 本派遣業務における採用スケジュールを記述すること。
- (4) ALT の研修体制・研修内容

- ア ALT 採用後、派遣開始前までの研修期間、回数、研修内容について記述すること。
 - イ ALT 派遣開始後の研修回数、研修内容について記述すること。
 - ウ 業務の未熟な部分に対するフォロー研修について記述すること。
 - エ ALT の研修に関する組織体制(組織、人員、役割分担等)について記述すること。
 - オ ALT 管理者及び派遣担当者の教育体制・研修内容について記述すること。
- (5) ALT の管理体制及び指導體制
- ア ALT の勤務・労務管理体制や労働問題への対応について記述すること。
 - イ ALT の生活面・メンタルヘルス等へのサポート体制、ALT からの苦情への対応体制について記述すること。
 - ウ ALT の勤務評価について記述すること。
 - エ 派遣先学校及び教育委員会からの要望・苦情等の把握方法・対応について記述すること。
 - オ 欠勤・遅刻等の対応方法について記述すること。
 - カ 派遣先学校及び教育委員会との連絡体制について記述すること。
 - キ ALT の社会保険等への加入状況について記述すること。
 - ク ALT の健康診断(胸部レントゲン含む)受診や感染症への対策について記述すること。
 - ケ 労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく、令和元年度の労働者派遣事業に関する情報の公開状況について記述すること。
- (6) ALT の危機管理体制
- ア 派遣中に発生した ALT と学校(児童を含む)のトラブル等への対応体制について記述すること。
 - イ 損害・傷害保険等への加入状況について記述すること。
 - ウ 欠員が生じた場合の対応について、過去の対応例をもとに、具体的に記述すること。
 - エ ALT の中途退職により、欠員が生じる場合の代替措置等のバックアップ体制について具体的に記述すること。
- (7) ALT の効果的な活用提案
- ア 授業での ALT の活用方法について、企画提案者で提案できる事項があれば、記述すること。
 - イ 授業以外での ALT の活用方法について、企画提案者で提案できる事項があれば記述すること。

11 失格要件

次の各号に該当する場合には、実施委員会において審査の上、失格となる場合がある。

- (1) 見積内容が予算上限額を超過する場合
- (2) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) 本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない場合
- (4) その他実施委員会において不相当と判断した場合

12 公募スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|---------------|
| (1) 企画提案の公募開始 | 令和2年12月25日（金） |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和3年1月12日（火） |
| (3) 参加意向申出書等の提出期限 | 令和3年1月21日（木） |
| (4) 審査（書類審査、ヒアリング） | 令和3年1月29日（金） |

なお、質問書及び参加意向申出書等については、それぞれの期日の17時15分必着とする。

13 問い合わせ先

札幌市教育委員会 学校教育部 教職員課 担当：上野

〒006-0002 札幌市中央区北2条西2丁目15STV北2条ビル4階

TEL：011-211-3802 FAX：011-211-3854 E-mail：kensyu@city.sapporo.jp